

道路の占用について

道路はみんなのものです

問合せ 土木港湾課管理係

道路は、一般の自由な通行を本来の目的とするものですが、通行の用以外にもライフラインとなる上下水道管、ガス管、電柱、電線などの施設を道路の地上、地下または上空に継続的に設置する占用という行為があります。

道路を占用することは、多少なりとも通行の支障になることから、道路管理者の許可が必要になります。

市が道路法に基づき管理する道路を占用する場合は、市道の道路管理者である市長の許可を受ける必要があります。例えば、上下水道管、ガス管などの設置、工場用の足場や仮囲いなども対象となりますので、道路占用の申請をして許可を受けてください。

道路占用の申請書類は、市ホームページから入手できます。なお、占用に際しては「碧南市道路占用料条例」に基づいた占用料を徴収します。

納期限のお知らせ

問合せ 税務課管理係

7月2日(月)は市県民税（普通徴収）第1期の納期限です。納付場所は、納付書裏面に記載された金融機関、コンビニエンスストアです。納付書を紛失した場合は税務課窓口で再発行します。

納税のこよみ

納期限	税金の種類
7月2日(月)	市県民税（普通徴収）第1期
7月31日(火)	固定資産税・都市計画税第2期 国民健康保険税第1期
8月31日(金)	市県民税（普通徴収）第2期 国民健康保険税第2期
10月1日(月)	国民健康保険税第3期
10月31日(水)	市県民税（普通徴収）第3期 国民健康保険税第4期
11月30日(金)	国民健康保険税第5期
12月25日(火)	固定資産税・都市計画税第3期 国民健康保険税第6期
平成31年 1月31日(木)	市県民税（普通徴収）第4期 国民健康保険税第7期
2月28日(木)	固定資産税・都市計画税第4期 国民健康保険税第8期

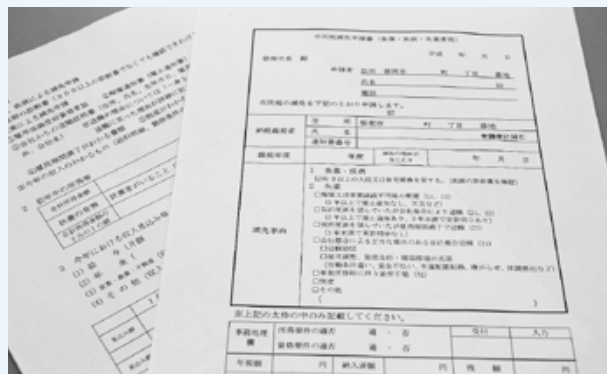
市県民税の減免

問合せ 税務課市民税係

次の条件に該当する人は平成30年度の市県民税が減免になります。

- ①30年1月1日以降に死亡した納税義務者のうち29年中の合計所得金額が500万円以下の人
- ②29年中の合計所得金額が500万円以下で控除対象配偶者または扶養親族がいる人で、30年中の合計所得金額見込みが29年中の合計所得金額の2分の1以下になると認められる①～③のいずれかに該当する人
- ③29年12月31日時点で勤労学生で①～③すべてに該当する人

①自己の勤労に基づく給与所得などがある②合計所得金額が65万円以下③合計所得金額のうち給与所得など以外の所得が10万円以下
※勤労学生の対象となる学校についてはお問い合わせください。



減免額 29年度に課税された納期限未到来かつ未納分のうち①全額②所得割額の2分の1③全額

必要書類 ②①医師の診断書②雇用保険受給資格者証、会社が発行する退職証明書（住所、氏名、生年月日、雇用期間、退職理由の詳細を記載）、解雇・雇止通知書など③倒産の分かる書類など④29年12月31日時点で学生であることを証明する書類

申込み 印鑑と必要書類を税務課市民税係

ご注意

減免の対象となる市県民税は、納期限未到来分で未納分に限ります。すでに納期限が到来したものや納付したものは、減免の対象となりませんので、納期限前かつ納付前までに必ず申請をお願いします。